

# 石狩市公園施設長寿命化計画

2025年3月

石狩市建設部都市整備課

## ●はじめに

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が急速に進行してきています。

このような状況を踏まえ、国土交通省では、平成 25 年 11 月「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となったインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進しています。

「公園施設長寿命化計画」は、この「インフラ長寿命化計画」における「個別施設計画」の一つに位置づけられています。

また、地方公共団体が管理する都市公園についても同様な取り組みがなされるよう、国土交通省では、平成 24 年に公園施設の長寿命化計画に関する基本的な考え方、計画策定の手順及び内容を具体的に示した「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「H24 国交省指針」）を作成。その後、指針作成以降の長寿命化対策の蓄積を踏まえ、平成 30 年 10 月に指針の改正を行い、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】」（以下、「H30 国交省指針」）を作成し、公園施設の計画的な維持管理の取り組みを推進しています。

## ●計画策定の目的

石狩市では、都市公園の老朽化が進む中、厳しい財政状況のもと安全で快適な利用を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理を行うため、2009(H21)年度北海道要領をもとに策定した「石狩市公園施設長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理と更新に取り組んできました。その後、「H30 国交省指針」に基づき公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとの管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容等、ライフサイクルコストの縮減を目指し、2018(H30)年度に「石狩市公園施設長寿命化計画」を更新し、施設の効果的、効率的な整備や維持管理に取り組んでいます。

今回、施設情報の整理や計画の管理・更新作業の効率化を図ることや、また、計画の考え方だけではなく、運用面においてもより適切な計画へと更新する目的で「石狩市公園施設長寿命化計画」の更新を行うものです。

## ●更新の要点

- ・施設情報データの整理・修正
- ・関連する指針やマニュアル等との整合
- ・年次計画の見直し
- ・計画の管理、更新作業の効率化

## ●公園施設長寿命化計画とは

公園施設長寿命化計画は、公園内の遊具等の各施設について、計画的な維持管理や更新を行うための計画です。計画は主に以下の内容から成ります。

- ・対象公園とする公園や施設、計画期間
- ・施設ごとの管理方法、維持保全や補修、更新等に関する考え方
- ・施設ごとの年次計画（維持保全、補修、更新等の実施年度、金額等）

## 1. 都市公園整備状況

(2024 年 2 月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 | 一人当たり都市公園面積          |
|------------|-------------|----------------------|
| 135 箇所     | 122.80ha    | 21.33 m <sup>2</sup> |

※石狩市の人口 2024 年 2 月末日現在 57,578 人

## 2. 計画期間（西暦）〔2025 年度～2034 年度（10 箇年）〕

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

| 街区  | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計  |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| 100 | 6  | 2  |    | 1  |    |    |     |    |    | 1  |     | 110 |

### ②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」で 135 箇所あるが、既存の公園施設の更新や補修等の実施に際しては、人口減少、少子高齢化、利用者ニーズの変化などの社会状況を見極め、将来の公園利用状況も勘案し、中長期的な視点に立った効果的な投資が必要である。このことから、公園施設が整備されている主要な 110 箇所を選定した。なお、2018 年度策定公園施設長寿命化計画時から廃止及び施設撤去により対象外となる街区公園 3 箇所を減としました。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

| 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 7    | 11   | 848  | 517  | 82   | 0    | 76   |

| 管理施設 | 災害応急対策施設 | その他 | 合計   |
|------|----------|-----|------|
| 1248 | 0        | 0   | 2789 |

### ②これまでの維持管理状況

これまで公園施設（遊戯施設、公園施設等）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

### ③選定理由

本市の公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が 15 箇所あり、約 2 割近くを占め、10 年後には 9 割以上に達する見込みである。

対象公園施設としては、施設の劣化や破損により、重大な事故をもたらす恐れの高いものとし、遊戯施設、園路広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設を選定しました。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、本市では、過年度 2009 年度、2018 年度に策定した公園施設長寿命化計画について、2023 年度に改定し、内容は次のとおりである。

|         | 内容                                                                                                                 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2009 年度 | 112 公園の調査、計画<br>・遊具の安全点検の実施と健全度・緊急度判定の実施<br>・一般施設の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施<br>・公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定               |
| 2018 年度 | 113 公園の調査、計画<br>・予備調査の実施<br>・遊具の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施<br>・一般施設の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施<br>・公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定 |
| 2023 年度 | 110 公園の調査、計画<br>・予備調査の実施<br>・遊具の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施<br>・一般施設の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施<br>・公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の策定 |

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2023年6月から2023年9月の期間に実施した。

### 1. 一般施設

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（以下、「国交省指針」）に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は一般施設2272施設のうち予防保全型管理の候補とした269施設について実施した。なお、事後保全型管理に分類される施設についても予備調査時に劣化度について確認しているため合わせて記載する。

### 2. 遊具等

「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」に則り517施設の点検を行った。遊具に関しては毎年の点検により状態の悪い施設を修繕等で対応している。

|              | 健全度判定 |      |     |   | 備考      |
|--------------|-------|------|-----|---|---------|
|              | A     | B    | C   | D |         |
| a.一般施設（2272） | 6     | 1844 | 419 | 3 | 事後保全型含む |
| b.遊具等（517）   | 12    | 246  | 250 | 9 |         |

A：・全体的に健全である。・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。

B：・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。

C：・全体的に劣化が進行している。・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。

D：・全体的な顕著な劣化である。・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5.で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、施設種類及び施設の経過年数により設定した。

|              | 緊急度判定 |     |      |
|--------------|-------|-----|------|
|              | 高     | 中   | 低    |
| a.一般施設（2272） | 27    | 395 | 1850 |
| b.遊具等（517）   | 259   | 0   | 258  |

高：・健全度判定がDの施設・健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設。

中：・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設

低：・健全度判定がA又はBの公園施設。

## 7. 対策内容と実施時期

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

適切な維持管理計画に基づいた「予防保全的管理」を実施していきます。

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。

#### a.一般施設等

- ・日常点検で施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。

#### b.遊具等

- ・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置付けた上で措置を行う。

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

### 基本方針

- 安全で快適な公園及び公園施設整備により、公園利用者が安心できる都市公園を市民に提供する。
- 公園周辺の社会条件や地域住民のニーズに沿った効果的な補修・更新計画とする。
- 計画的な安全点検及び補修による「予防保全的管理」により、施設機能の向上や保持、さらにはライフサイクルコストの縮減をはかる。
- 健全度調査による総合判定と緊急度判定などを勘案し、効果的な補修・更新計画とする。
- 当該計画に基づく長寿命化計画を進めながら、公園施設の利用状況、劣化進捗度、財政状況などを勘案し、適宜見直しに努めるものとする。

### 1.予防保全型に類型した施設

- 出来るだけ適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 対象となる一般施設
  - ・事後・予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえ、確定する。
  - ・日常点検及び健全度調査（適宜）を実施し、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- 遊戯施設
  - ・予防保全型管理とする。
  - ・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- 点検で施設の劣化や損傷を確認した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- 使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.4 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.8 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.2 倍を基本とするが、一部大小の関係が逆になるケースは補正した使用見込み期間を使用する。

### 2.事後保全型に類型した施設

- 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- 日常点検で、施設の劣化や損傷を把握した場合、施設更新の検討を行う。
- 使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.0 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.0 倍を基本とするが、一部大小の関係が逆になるケースは補正した使用見込み期間を使用する。

### 3.公園長施設寿命化計画で更新時期が示された施設については、優先的に更新を行っていきます。なお、予想外の補修もしくは更新が必要となった場合、予算の平準化に留意し適切な処置を図っていきます。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| ①概算費用合計（10年間）【②+③】    | 861,269 千円 |
| ②予防保全型施設の概算費用合計（10年間） | 433,033 千円 |
| ③事後保全型施設の概算費用合計（10年間） | 428,236 千円 |
| ④単年度あたりの概算費用【①/10】    | 86,127 千円  |

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園の一般施設における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、64,800 千円である。

（「国交省指針」において、遊戯施設は、LCC 縮減額がプラスマイナスに係わらず予防保全型管理を行うので、LCC 縮減額は算出しない）

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の定期点検や健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園施設の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施していく予定。